

第1107回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
泊発電所3号炉 設計基準への適合性等に係る審議結果

2023年1月24日

新基準適合性審査チームから以下の事項を指摘した。また、事業者から全ての指摘事項について了解し、今後、適切に対応していく旨、回答があった。

【第16条（SFP）】

- ① 燃料取扱棟の上層部の壁を構成する建屋内装材について、仮に落下したとしても落下エネルギーが気中落下試験時の燃料集合体の落下エネルギーより小さいことから、使用済燃料ピットの機能を損なうおそれがないとしていることに関して、根拠資料を示し説明すること。

【第8条（内部火災）及び第41条（火災）】

- ② 火災の感知について、脱塩塔室及び使用済樹脂貯蔵タンク室に関しては、放射線量が高い環境条件であることや可燃物を置かない設計とすることなどは先行プラントと同じ条件であるが、先行プラントとは異なり、火災感知器を設置しない設計としている理由を説明すること。
- ③ 平成31年2月13日付けで改正された火災防護審査基準（火災感知器BF）を踏まえ、設計及び工事の計画の認可に係る審査を見据えて、先行プラントの審査知見を十分に反映した上で、後段規制で説明に齟齬が生じないように、設計方針を検討し説明すること。

【審査資料全体】

- ④ 令和4年10月25日、12月6日及び本日の審査会合での指摘事項も踏まえて、最新の審査実績を反映するとともに、適合性を説明する資料としてしっかりとした資料を作成し、再度提出すること。

【残されている審査上の論点とその作業方針及び作業スケジュール】

- ⑤ 準備状況の遅れから審査資料の提出時期を見直したものが散見されるが、見直した予定よりも早期に準備ができたものについては、順次資料を提示し説明すること。
- ⑥ 昨年11月末までに提出された審査資料については、これまでの審査会合で指摘しているように最新の審査実績を踏まえたものとなっていない。修正後の資料として、今回の審査会合の項目である内部火災を含め、外部事象、内部溢水については、基本方針のみの提出であり、妥当性を判断するための補足説明資料の提出が3月となっている。再三の指摘にはなるが、速やかに資料を作成し、提示できるよう改善すること。
- ⑦ 基準地震動及び基準津波の策定が遅れる見通しについては、昨年12月には判明していたにもかかわらず、2月下旬まで新たな作業スケジュールが提示できないことは、判断が極めて遅く、また、結果的に9月末までに審査を終えるという目標の判断を先延ばしすることになり、組織的な対応として大きな問題がある。このような状況が続くと、プラント側の審査を継続する必要性に疑問が生じるため、組織として審査に臨む姿勢等について再確認すること。